

(公印省略)  
県支広第30044-15号  
令和3年8月6日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太  
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

### 群馬県まん延防止等重点措置の実施について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月5日（木）に開催しました、第55回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県まん延防止等重点措置を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

#### －まん延防止等重点措置の主な内容－

##### （1）まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年8月8日（日）から8月31日（火）まで（24日間）

（営業時間短縮要請期間：同上）

##### （2）重点措置の区域等

措置区域：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、  
渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、  
玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町(20市町村)

措置区域以外：上記以外の15町村

※詳細は『群馬県まん延防止等重点措置』を御確認ください。

担 当：県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎  
T E L：027-226-2148  
F A X：027-223-2944  
e-mail：y-fumi@pref.gunma.lg.jp